

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

<非自動継続型>

1.（預金契約の成立）

当金庫が、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2.（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当金庫の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭掲示の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第3条の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応答日から預入れの3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満…約定利率×50%

C. 1年以上3年未満……約定利率×70%

② 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満………約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×90%

③預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×80%

G. 3年以上5年未満……約定利率×90%

④預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……約定利率×30%

C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%

D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%

E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%

F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%

G. 3年以上4年未満……約定利率×80%

H. 4年以上5年未満……約定利率×90%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

(1)中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行(通帳への記入)をしないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

5. (規定の変更)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更することができるものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

6. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上